

## 企業観の変遷と企業の社会貢献

# The Backgrounds which Prepared the Insistence of "Social Contributions by Business Enterprises"

岩田 龍子  
Ryushi IWATA\*

### 目次

#### まえがき

##### 企業観の変遷

- 1 批判的・警戒的企業観
  - 1) 企業と社会との利害対立
  - 2) 企業権力集中への警告
- 2 弁明的企業観ならびに問題克服への対応
  - 1) 経営者支配論批判とリーダーシップ論
  - 2) 企業私的統治体論
  - 3) 権力拮抗論・利害調整論的企業観
- 3 企業の社会貢献——その現代的意味
  - 1) 「企業の社会貢献」の概念

#### あとがき

キーワード：企業観の変遷．批判的・警戒的企業観．弁明的企業観．利害調整論的企業観．社会貢献の現代的意味

#### まえがき

最近、企業の社会貢献を「望ましいこと」とする考え方が強くなっている。ここで企業の「社会貢献」というのは、企業がその本来の業務を通じて社会に貢献するという意味ではなく、企業

---

\* Professor, Faculty of Healthcare & Business Management, Nihon Fukushi University

の本来の業務としての活動と関連する分野やその外部において社会に貢献することを意味する。一例を挙げよう。電力会社の従業員が、雨の日も風の日も、送電設備の保守点検に精を出すことは、その社会の死命を制するほどに重要である。このことは、ニューヨークの大停電が遺憾なく示しているが、これは通常語られる「企業の社会貢献」には含まれないと見るべきであろう。もし企業の本来の業務までも「企業の社会貢献」に含めてしまうと、真面目に業務を遂行している企業はすべて、大なり小なりそれぞれの身の丈に合った「社会貢献」をしていることになり、「企業の社会貢献を改めて取上げる意味が希薄になってしまうからである。

さて、このような社会貢献の考え方は、「企業は社会の一員である」という単純な命題に依拠して、一途にそれを望ましいと考える傾向を強く示している。それは「企業」が「社会に貢献する」のはいいことではないかという具合に主張される。

世間の考え方のひとつの流行としてこれを見るならば、この考え方も時代を表現するひとつの考え方と見ることができよう。しかし、この問題を学術的な考察の対象としてみると、「社会に貢献することはいいことだ」では済まされないいくつかの問題がそこに付きまっており、そこには明確にされなければならないいくつかの問題があるように思われる。そのもっとも中心的な部分は、

まず第1に、「企業」とは何かという問題である。「企業」というものの捉え方は、歴史上大きく変遷を遂げてきており、企業の「社会貢献」は、歴史上常に求められてきたわけでもなく、また望ましいと考えられてきたわけでもない。この点についての考え方は、その時代その社会の企業観と深くかかわっており、今日それが叫ばれるのは、それをよしとする時代の状況と結びついているということである。

そこで、第2の問題として、近年、「企業の社会貢献」が良しとされ、一部でこのような考え方が強く求められ始めている背景は何かという問題が問われなければならない。

本稿では、「企業の社会貢献と福祉・医療」と題する本特集の基礎ないし土台として、1) それは、企業観の歴史的変遷のなかでどのように現れてきたのか、2) それが、現代の社会においてどのように求められているのか、について検討する。

## 企業観の変遷

### 1 批判的・警戒的企業観

#### 1) 企業と社会との利害対立

企業と社会との利害の対立を深刻に問い詰めようとした論者としては、まず T. ベブレン (Thorstein Veblen) を挙げなければならない。ベブレンは、有名な『企業の理論』(The Theory of Business Enterprise 1904) において、1880年代から20世紀の初めにかけての米国で華々しく登場した独占的的巨大企業がもたらすさまざまな弊害に注目し、概略以下のような企業論を展開している。

ペブレンは、近代文明を、機械過程 (Machine Process) と企業 (Business Enterprise) の時代と理解する。機械過程の優越こそ近代文明の特徴であるが、この機械過程が担う産業は、営利原則に基づく投資によって行われているからである。

この産業活動の全体は、相互に密接な関連を持つ微細な機械過程の連鎖からなる。産業活動の機械化が進展し、機械過程の連鎖がより密接なものになるほど、過程の攪乱による産業上の損失は大きなものとなり、調整から生ずる産業上の利益も大きくなる。ところが、この均衡の攪乱は、その部分過程の所有者に特別の利益をもたらす。そこに、産業過程の調整によって得られる社会の利益と企業活動との間に、利害の対立が生ずる基盤が存在すると、ペブレンは考える。

しかし、この両者の関係は、時代によって変化する。機械的生産とともにまず登場したのは「産業の将帥」 (the Captains of Industry) である。彼らは、機敏な投資によって創意と冒険に満ちた産業活動を行い、産業の収益から巨富を築き上げて世の賞賛を得た企業家たちである。彼らは、18世紀の産業革命から19世紀の株式会社金融の勃興に至る自由主義の時代に活躍した。この時代には、生産効率こそが企業の成功にとってもっとも重要な要素であり、企業活動と社会の利益とは一致していた。

ところが、産業規模が次第に拡大し、企業活動が大規模化するにつれて、「産業の将帥」にふさわしい活動分野である工場の監督は、雇われた専門技術者の手に移され、「産業の将帥」は、もっぱら金銭的目的を追求する「企業の将帥」 (the Captains of Business) に転化して行く。人口の増大と輸出の増大とが有利な販路を提供した時代には、いかにして安く大量に生産するか企業に成否がかかっていた。しかし、こうした時代の終わりに近づくにつれて、「営利上の必要に基づく生産抑制」が一般化し、企業家の注意は、企業取引の戦術的統制に向けられるようになり、企業家の利得が、産業能率の向上にではなく、産業組織の攪乱に求められるようになり、彼の利益は、社会一般の利益と対立するに至るとペブレンは見る。

ペブレンの企業論は以上にとどまらないが、ここでは、企業と社会との関係に注目するわれわれの問題意識と特に関連の深い部分についてのみ論ずる。1点付け加えておきたいのは、ペブレンが、持株会社の登場によって、企業過程に対してわずかの持分しか持たない者が、企業の全体を支配するようになり、そこに、全産業組織の円滑な活動と産業能率の向上によってもたらされる社会全体の「利益」、利潤の獲得によって達成される会社の利益、会社資本の操作によって獲得される会社支配者の利益の3者は、相互に分離・対立するに至ることを指摘している点である<sup>(1)</sup>。

## 2) 企業権力集中への警告

ペブレンが指摘した問題のひとつ、会社の利益と会社支配者の利益との対立の問題は、その後、「株式の分散による所有と支配の分離」として展開され、幅広い論争へと発展していった。

近代株式会社 (Modern Corporations) においては、優先株の利用によって所有と支配とが分離する傾向にあることを、いち早く指摘したのは、外ならぬペブレンであった。近代株式会社

では、有形資産を基礎としてほぼその限度まで優先株が発行される。そして普通株は、商標・特許等の無形資産を基礎として発行される。しかし、優先株は企業の政策に対する発言権を持っていないために、企業資産の実質的所有者達は、企業の支配から分離されてくる。そして、普通株の所有者が、企業の経営にあたることになる。このような所有と支配の傾向は、持株会社によっていっそう推し進められる。

このようなベブレンの議論に対し、その後、株式所有の分散による「所有と支配の分離」が大きく問題となる。この時代の実態を反映してのことであろう。株式分散の事実とそれに基づく「所有と支配の分離」の事実をいち早く指摘したのは、ロバート・S・ブルッキングスによる『産業所有制』(Industrial Ownership)であるとされる。1925年のことである<sup>(2)</sup>。

この問題は、後、1932年に、A. A. パーリーとG. C. ミーンズによる有名な「経営者支配論」となって展開され、当時の学会に大きな波紋を呼ぶこととなる<sup>(3)</sup>。

株式分散の程度に照応して、所有と支配との関係も多様である。パーリーとミーンズによれば、議決権株式の過半数が、緊密な関係にある一団の人々に握られ、残りの株式が広範に分散している個人所有や過半数持ち株支配にあっては、支配権はこの一団の人々に握られ、それ以外の人々にとってのみ、所有と支配の分離が見られる。しかし、所有が広く分散しているために少数権益によって支配が維持される少数持ち株支配にあっては、所有権の大部分は、事実上支配力を持たないものとなる。そしてさらに、実質的少数権益すら存在しない場合には、所有と支配の分離はほぼ完全なものとなり、これに委任状の制度が加わって経営者による支配、すなわち、「経営者支配」が成立する。彼らが行った調査によれば、1930年初頭における、金融業を除くアメリカ最大200社の究極的支配(支配ピラミッドの頂点における支配形態)についてみると、会社数にしてその44%の企業で「経営者支配」が成立しているという<sup>(4)</sup>。

この古典的な議論に深入りするのは避けるが、企業と社会との関わりに関して、ここで銘記しておきたい問題がある。このパーリー＝ミーンズの指摘に始まる一連の議論、後に検討する「弁明的企業論」(筆者の造語)に対して、多くの日本人研究者が、これを「資本主義擁護の理論」として糾弾していることである。しかし、資本主義が自由主義と同義に理解されているように、アメリカ人にとってそれは本来望ましいものであり、これを擁護する必要など全くなかったのである。彼らの議論の中心は、「制約のない権力の集中」に対する警告だったのである。パーリー＝ミーンズが、「封建制に匹敵する体制」の出現に対して警告を発しているのは、地域権力の割拠にも似た会社権力の割拠を恐れたからであり、彼らが「資本主義に匹敵する体制の出現」とは言っていないことから明らかなように、これは資本主義に代わる体制が出現すると主張することによって、現実の資本主義体制を擁護しようとしたものではない。

## 2 弁明的企業観ならびに問題克服への対応

### 1) 経営者支配論批判とリーダーシップ論

パーリー＝ミーンズによる「経営者支配論」に対しては、その後幾多の批判が行われた。この

批判にはさまざまなものが存在するが、

株式の分散が世上主張されるほど進んでいないという点に力点を置くもの、(例えば V. Perlo)

株式がかなりの程度分散していることを認めながらも、「経営者支配」の成立を否定するものなどがある。(例えば Paul M. Sweezy などとその代表的なものである。)

こうした批判に対して、R. A. ゴードンは、所有がかなりの程度集中していることを承認しながらも、論議の中心を「支配」の問題から「リーダーシップ」の問題へと移すことによって、所有のかなりの集中にもかかわらず、近代の大企業組織においては、最高経営者から販売責任者・生産責任者ら部下の役つき職員にいたる、集団としての経営担当者が、投資の量や方向、価格政策その他ビジネスリーダーシップ職能の核心をなす諸決定を行っており、一般に経営担当者によるリーダーシップ発揮の役割は疑う余地のないこと、経営規模や複雑さの増大につれて、意思決定の主要部分は、企業の所有者はおろか、経営担当者の長 (Executive Head) でさえない人々によって果たされるようになること、彼らの地位は、所有に基づくものではなく、教育と経験によって得た専門知識に基づくものであることを指摘する<sup>(5)</sup>。

このゴードンの議論は、その後の企業論の展開を見る上で興味ぶかいものであるが、本稿のテーマである「企業と社会の関わり」の問題とは距離があるので深入りすることは避け、ここでは、「経営者支配論」が、経営者権力の集中に対する警告として現れたことを銘記しておきたい。

## 2) 企業私的統治体論

経済権力の集中は、米国社会に見られた根深い反権力思想の伝統との間に、強い緊張を呼び起こすものであった。このため、米国では、企業の権力的側面は、その経済的・経営的側面とともに早くから注目を集めてきており、すでに 20 世紀の初頭には、Arther Bentley や John Leitch らによって企業をひとつの私的統治体と理解する見解が提出されていた。彼らの考えは、J. R. コモンズのゴーイングコンサーン理論やバーリー = ミーンズ、P. F. ドラッカー、R. イールズらの考え方にも受け継がれている。コモンズは、個人の行動を統御する集団行動を制度、そのうち力を背景として組織されたものをゴーイングコンサーンと呼び、その統制力が物理力であるか経済力であるか道徳力であるかによってこれを、主権国家・経済的統治体・宗教的統治体に分ける。会社は経済的統治体として理解される。

バーリー = ミーンズは、次のように言う。「近代株式会社の勃興は、近代国家と対等な立場で競争しうような経済力の集中をもたらした。(中略) 経済力と政治力とは各々それ自身の分野において強力である。(中略) 将来は、今日会社によって典型化された経済組織体が、国家と対等な立場に立つのみならず社会組織の支配的形態として、国家にとって替わらんとすることもあろう。したがって会社の法律は、新経済国家にとっては憲法 (Constitutional Law) たりうるものと言ってよい」<sup>(6)</sup>。

P. F. ドラッカーは、企業を単なる経済的制度を超えて、経済的・権力的・社会的制度として

三重の性格をもつものとして理解する。企業はまず、産業社会の主要な経済用具であり、決定的に重要な経済的機能を果たすように構成された経済的制度である。企業体は、人々の生産組織への参加、すなわち市民としての生活への参加を支配することによって、政治的支配力を維持し、またその内部組織においても、秩序を維持するために、個々人の行動についての規則を定め、その違反に対しては、罰則をかける。このように企業は、統治制度 (Governmental Institution) であり、必然的に政治的機能を果たしている<sup>(7)</sup>。

コーポレートガバナンス (Corporate governance) の問題を、会社研究における主要な領域のひとつとした R. イールズも、企業が、法律の範囲でみずから規則を制定し、この規則が最後のものとして人々に適用される点に着目し、これを私的統治体とみ、この私的統治体の広範な存在に、自由社会の本質的特徴を求め、彼は、将来、ビジネスリーダーたちが、生産のための効果的管理の範囲を超え、大局的見地に立って自らの職務をとらえ、私的統治組織のリーダーとしての責任を受け入れる程度に応じて、経営的政治家 (Managerial Statesman) となると考える。この「生産のための効果的管理の範囲を超え、大局的見地に立って自らの職務をとらえる」姿勢は、後に問題となる「企業の社会的貢献」の問題と通有する。

### 3) 権力拮抗論・利害調整論的企業観

バーリーとミーンズは、経済力の集中によって企業の社会的重要性はますます増大し、株主・労働者・顧客など利害関係者の間に、利害の多様性が生み出される一方、経済権力はますます少数の経営者の手に集中されてくると見る。その上、所有と支配の分離によって、経営者の権力に対する一般株主の規制力はほとんど名目的なものとなり、また、企業の巨大化による市場構造の変化によって、市場の規制力が弱まり、抑制されない権力が、経営者の手に握られる。

このような事態は、反権力志向の強い当時のアメリカの心情との間に強い緊張関係を生み出し、このような事態に対するさまざまな解決策や弁明が提出される。このような議論としては、

多核機構主義 (Pluralism) の主張

経営者権力への新たな制約の出現・増大の主張

企業の社会的責任論

企業立憲主義論

など、多彩である。

ここで多核機構主義というのは、現代の社会が、唯一の主権のもとに原子のような個人によって構成された均質な社会ではなく、諸個人は、多様でかつ大きな集団に組織されており、社会全体としてみるとこのような意思決定の中心が多数存在するような社会として理解し、これら多数の集団の力が相互にバランスを保つところに、自由で機能的な社会の姿を認める。その主張の根底には、ひとつの特徴的な考え方が認められる。それは、一方で、現代の企業体を、自由主義段階に見られたような自動的調和を可能とするところまで分割することはもはや不可能であり、他方、自由を犠牲にした全体主義は到底受け入れられないとする考え方である。現代社会について

のこのような見解は、内容の多様性をはらみながら、J. R. コモンズ・パーリー＝ミーンズ、P. F. ドラッカー、R. イールズらの体制観のうちに一貫して認められる。なかでもドラッカーの見解は、われわれの問題意識からして興味ぶかい。彼はこの問題について次のように述べている。

企業体は、独自の法則と原理を持った自立的な制度である。しかし、企業は国家の中央政府と対等のものではなく、それは国家の政策と国民の福利とに従属（アンダーライン筆者）しなければならない。そして、国家と企業が、同一の基本的な心情・原理に基づいて組織されるところに、自由にして且つ機能的な社会が維持される。これに対して、現代の全体主義国家は、唯一の中心、唯一の焦点、唯一の権力としての国家……という不条理（Absurdity）—— 犯罪的な、邪悪な、気違いじみた不条理に墮しつつある<sup>(8)</sup>。

他方イールズは、単なる多角機構の維持が、現代社会における権力上の危機を解消するものではないと指摘する。巨大会社がある程度集中された権力を振るうことなしには、社会が巨大企業に対して要請する諸機能を果たし得ない以上、それがある程度の権力を振るうことは、それ自体正当なことである。しかしなお、権力をどのように制限するかという問題が存在しており、多核機構の維持そのことによって、企業がその外部の社会に対して行使する権力の問題を適切に解決するものではないと考える彼は、われわれにはいささか突飛とも思える「企業立憲主義」（後述）を展開する<sup>(9)</sup>。

このように企業の権力問題は、企業と社会との関わりに人々の関心をいざない、のちの「企業の社会貢献論」への流れを用意する。

新たな制約の出現・増大についてパーリーは、企業が社会に及ぼす権力（対外的権力）として、組織を運営する時・場所・方法を決定する権能、サービスや原料を買う権能、生産物を決定する権能、価格を決定し管理する権能、配当を決定しあるいはそれを控える権能、資金の一部を慈善事業に提供する権能（これこそ企業の社会貢献の問題と大きく関わる権能と思われる——筆者付記）をあげ、これに対して、以下のような制約が出現し、増大しつつあると指摘する。（最近の三菱自動車の事件に鑑みても、正確な情報を提供しあるいはこれを秘匿する権能は、ここにぜひとも加えておかなければならない事項であると思われる——筆者付記）

その制約として彼は、権力の多元性に基づく制約、利潤の制約に基づく制約、社会的意見による制約、政治的介入による制約をあげ、もっとも強力な会社でさえも、その経済権力を一定限界内で行使しうるに過ぎないと主張する。ここで興味深いのは、「資金の一部を慈善事業に提供する権能」が、制約されるべき権能として挙げられていることである。これは、株主の権利が恣意的な権力行使によって犯されることへの当時の危惧を表明している。

#### 企業の社会的責任論

他方、企業の巨大化・利害の多様化に伴って、「企業の社会的責任」の要請がもたらされたとする主張がある。それは、企業がその所有者である株主に対してだけでなく、労働者・消費者その他社会一般に対して広く責任を負うべきであり、現に企業の経営者は、現実このような責任を自覚しはじめているというのである。今日、企業の社会貢献の意義を主張する人々の中に、

「企業も社会の一員であり、社会に貢献するのは重要だ」とする考え方が強いが、この二つの考え方の間には、かなりの親近性が認められる。ただ「企業の社会的責任」の主張は、厳密な責任概念の検討など、より学術的な思考に適していると考えられるのに対して、「企業の社会貢献」の主張は、より実践的ないしイデオロギー的色彩が強いように思われる。

さて、ブルッキングスは、すでに1925年に所有と支配の分離からもたらされる重要な結果のひとつとして、経営者の責任についての彼ら自身の考え方の変化を指摘している<sup>(10)</sup>。

利害関係の多様化によって、所有の及ぼす影響がまったく異なる社会環境が生み出され、その中で、「制約のない所有」という古典的な所有の観念が、さまざまな弊害と不満を生み出した。その結果、第1に全国的規模の闘争的労働組合運動が台頭し、一連の反トラスト法規が整備され、新しい企業倫理が出現した。消費者大衆もまた、強力な会社経営に抵抗し、会社の特権乱用を防止する法律を実現させた。これら2つの力が、会社の経営方針の変化を強制し、やがてそれは経営者のあり方の基準として受け入れられていった。こうして「経営者は、株主層・労働者・公衆など利害関係の対立している人々すべてを代表するものとみなされるようになった」とブルッキングスは指摘している。

バーリーは、当初、会社権力は株主によって委託されたものであり、株主の利益のためにのみ行使されるべきものであると主張し、取締役たちが単なる株主に対する受託者ではなく、企業全体ないし制度としての会社 (the Corporation Viewed as Institution) に対する受託者であるとするドッド (E. Merrick Dodd, jr) との間に、1931年から1935年にわたる論争を展開している。しかしバーリーは、1954年に著した『二十世紀資本主義革命』のなかでドッドの主張が正しかったことを承認した<sup>(11)</sup>。

このような考え方の相違は、本来論理によって決着のつく問題ではなく、時代の価値観や志向性によって決まってくる。このことは、1930年代はじめ頃から、大企業に対する社会の考え方に、のちに大きな流れとなる変化が現れ始めていたことを示唆している。E. V. ロストウは、このような考え方が、第二次大戦後広く普及し開花したと指摘している<sup>(12)</sup>。

R. イールズも、1962年に著した著書 (Richard Eells, The Government of Corporations, New York, 1962) において、同様の見解を展開している。彼は「責任」の概念を分析して次のように言う。責任は必然的に義務を伴う。義務の存在はその強制の問題を生ずる。しかし、会社の公的責任 (Public Responsibility) について人々が語るとき、彼らは、他人のもつ権利に厳密に照応した、会社の特定の法的責任を問題にしているのではない。このような法的責任のほかに、これとは種類の異なった公的・社会的責任が存在するように思われると。彼もバーリーと同様、この「社会的責任」論の背景として、経営者権力の抑制に対する要求の高まり、政府の介入を避けて自由企業体制を維持する上での必要性を挙げる<sup>(13)</sup>。

この点でのミーンズの立場は、バーリーとそれとは異なっている。彼は、バーリーが提出した解決策、すなわち、大企業においては、経営者は株主の受託者としてではなく、公衆の受託者として、その職能を行使すべきであること、さらにこれは、世論の力、政治的な措置の脅威、少数

企業間の競争によって強化される、とする解決策を批判して、次のように言う。「たしかに、企業経営者が、広い視野と公共の利益に対する関心を持つことが望ましい。しかし、集団的企業 (Collective Enterprise) が、『常に変わらぬ社会的責任の考え』によって経営されるものと期待することは、歴史上の教訓と人間についてのわれわれの知識に反する」。このような考えに立って、彼は、経営者は、実際には、自らの利益になるように企業を運営するものであること、経営者は自分自身の利益になるようにその権力を行使すべきではないと主張することは、経験に反することを指摘した上で、経営者が自分の利益になるように企業を運営すること自体が、公共の利益に役立つような条件を整えることの必要性を指摘する<sup>(14)</sup>。

このミーンズの考え方は、イールズによる「企業立憲主義」の考え方すなわち、私的権力の中心が発展した現代においては、多核機構の維持だけでは権力問題の解決には不十分であり、集中された権力を制限するために企業にも憲法の考え方を導入してこれを民主的な制度にすることが必要であるとする考え方と、親近性を持っている。

以上のような企業観の変化の流れは、基本的に、経済力の集積、経済権力の集中、利害関係の多様化と利害関係の深刻化を背景として、企業権力の恣意的な行使を戒め、より広い利害関係者に対して、適切な企業政策をとるよう求めようとするものである。こうした流れの延長線上に現れた最近の「企業の社会貢献」の考え方は、しかし、こうした直接の利害関係者の範囲を超えた「社会貢献」を視野に入れているところに、企業と社会の関わりに対する考え方の一つの発展が見られるように思われる。

### 3 企業の社会貢献——その現代的意味

#### 1) 「企業の社会貢献」の観念

「有力企業の社会貢献度」の測定を志した、朝日新聞文化財団「企業の社会貢献度調査」委員会は、その経緯を次のように述べている。

CEP (The Council on Economic Priorities) は、80年代後半に、アメリカにおいて企業のソーシャル・パフォーマンス (社会的行動) を、慈善寄付、女性やマイノリティーの登用、情報公開、環境保護など10項目にわたって調査・分析し、消費者向けに「購買行動は、企業に投ずる1票である」というコンセプトに立ったガイドブック『Shopping for a Better World (より良い世界のためのショッピング)』を刊行。随時、改定を加えながらアメリカ市民の多くの支持を受け、現在に至るまで、彼らの消費行動に少なからぬ影響を与えてきました。21世紀に入り、CEPの活動はより広範囲に、かつ重要度を増したパフォーマンスを世界各地で展開しています。

委員会は、さらに続けて、日本における「企業の社会貢献度調査」の活動について述べている。すなわち、彼らが採用した調査方法は、CEPの方法をモデルとしながらも、企業を取り巻く日本の環境、社会通念や文化意識、さらに社会的課題の多様性を考慮せざるを得ず、また、アンケートの設問も半歩先の社会を見据えて、毎年、改定を続けるとともに、その成果や活動内容を公表

している<sup>(15)</sup>。

これらの運動は、社会貢献度評価の結果をランキングをつけて公表し、優良企業を表彰しようというのである。

これら両者の考え方に共通するのは、消費者の行動や企業イメージの操作を「武器」として、企業に「圧力」をかけ、企業の政策を、「ある社会的価値」を実現するよう誘導しようとする意志であろう。この委員会が採用した指標としては、

フェアな職場  
男女平等  
障害者雇用  
国際化  
消費者志向  
社会との共生  
環境保護  
企業倫理  
情報開示

の9つが、そしてこのそれぞれの指標について、4～8項目の評価基準が挙げられている。それぞれの項目は大変に興味ぶかいものであるが、多岐に亘るのでいちいち触れることは省略する。ただ、これらの評価項目が指標との関わりで分類されているために、われわれの検討基準からするとやや雑多な配列になるのは、またやむを得ないといわなければならない。すなわち、これらの評価項目の中には、

- 1) 利害関係者と直接関わる項目
- 2) 社会的弱者への配慮
- 3) 社会全体の受ける利益

などが、混在している。

例えば、主として従業員のフェアな処遇に関わる「フェアな職場」基準、消費者の保護に関わる「消費者志向」基準、「職場内の男女平等」基準、「情報開示」の基準などは、利害関係者と直接関わる評価項目であり、また「男女平等」基準のうちの「採用の男女平等」や「障害者雇用」は、「社会的弱者への配慮」に関わる評価項目である。(CEPの掲げる慈善寄付もこのカテゴリーに含まれよう)。フィランソロピーという言葉は、多様な使われ方をしているが、このカテゴリーがもっとも近いように思われる。そして、「社会との共生」・「環境保護」・(そして時に「情報開示」)などの基準は、不特定多数の人々が利益を受ける行動への評価基準である。現代社会における「企業の社会貢献」は、これらすべてを包括した観念であるように見受けられる。

CEPに2年間勤務したという斎藤慎氏は、企業の社会責任の問題としてこれを捉え、次のように述べている。

「企業の社会責任」とは、簡単に言えば、「利益だけを追求するのではなく、企業に関わる人たちの価値観に則した活動を行う」という意味である。つまり、企業には「経済的役割」と同時に「社会的役割」を果たすことが求められている。この「社会的役割」には、安全な商品やサービスの提供を始め、従業員が働きやすい環境の保証や情報公開、不正の回避、地球環境、社会への貢献などが含まれる。一見、利益とは結びつかないように思われるかも知れないが、驚くべきことに米国では、「社会責任を果たす企業のほうが競争に勝つ」と証明され始めているのだ<sup>(16)</sup>。

以上の見解表明は、もちろん学術的なものではないが、こうした見解表明の現代的な意義を認めつつも、その問題点に触れておくことは重要であろう。まず安全な商品やサービスの提供・不正の回避などは、企業本来の業務の在り方に関わる問題であり、企業にとっては法的義務であり、冒頭で述べた理由によって、いわゆる社会貢献の考え方とは区別して考える必要がある。また、「情報の公開」「従業員が働きやすい環境の保証」は、利害関係者に密接に関わる責任であり、地球環境への配慮は、法的義務であったり、広い意味での社会的責務であったりする。そして、これらの多くは、それぞれが社会への貢献であり、これらと「社会への貢献」を並列するのは、抽象の次元に関わるの混乱を含むものと言わざるを得ない。

また、「社会責任を果たす企業のほうが競争に勝つと証明され始めている」という指摘にも疑問が残る。その条件は、産業・業種によってさまざまである可能性が大きく、このような主張にはきめ細かな論証が必要である。一例を挙げると、性能の優れたコンピューターを買いたいと思っている人物たちのどれだけが、社会貢献の大きい企業のコンピューターを買うであろうか。仮に一部にそのような傾向が見られるとしても、それがどのような業種でどのように現われているかについての解析がないとこれを安易に一般的傾向として承認することはできない。

またその因果関係が転倒しているという可能性についても検討が必要である。すなわち、競争力のある企業が社会的貢献を成し遂げる余力があるという逆の因果連関も考えられる。

よく聞かれる議論に「社会貢献をすれば株価が上がり、結局株主にとっても利益になる」という指摘がある。しかし株価を左右する無数の要因の中で、「社会貢献」が株価を押し上げるという証明は殆ど不可能と思われる。安易かつ一律にこの問題を論ずることには、疑問が残る。確かに、これらの議論には現代的意義が認められるが、それは現実の正確な解明というよりは、「あって欲しい」企業行動を求めるひとつの思想運動として理解すべきではないかと筆者は考えている。

## あとがき

「企業の社会貢献」などと言ったテーマに対する研究が陥りがちな陥穽は、「企業の社会貢献」を主唱する高名な活動家などを訪問インタビューし、その所説に感銘を受け、その立場からのみこの問題を考えるようになるという、ありがちな傾向であろう。本稿はそうした陥穽を避け、こうした動きの背後にあるものを見つめることによって、学術研究としては極力避けるべき安易な研究姿勢に落ち込まないように勤めた。いささか時代掛かった「企業観の歴史の変遷」を辿り、

こうした流れのなかで、「企業の社会貢献」論の位置づけを行なうことによって、安易な賛否の立場からではなく、大げさな表現をお許しいただくならば、事柄のもつ歴史的な意味について考察しようと努めた。

【注】

- (1) T. Veblen, *The Theory of Business Enterprise*, N.Y. 1904.
- (2) Robert S. Brookings, *Industrial Ownership, Its Economic and Social Significance*, N.Y. 1925.
- (3) A. A. Berle, Jr., and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, N.Y. 1932.
- (4) *Ibid.*, p. 94.
- (5) V. Perlo, *The Empire of High Finance*, N.Y. 1957.  
Paul M. Sweezy, *The Theory of Capital Development*, N.Y. 1942.  
R. A. Gordon, *Business Leadership in the Large Corporation*, Washington, D. C. 1945.
- (6) Berle & Means, *op. cit.*, p. 357.
- (7) P. F. Druker, *The New Society, The Anatomy of the Industrial Order*, N.Y. 1949.
- (8) Drucker, *op. cit.*, p. 37.
- (9) Richard Eells, *The Government of Corporations*, N.Y. 1962.
- (10) R. S. Brookings, *op. cit.*, p. 13.
- (11) A. A. Berle, Jr., *The Twentieth-Century Capitalist Revolution*, p. 137.
- (12) Eugene V. Rostow, "To Whom and for What Ends Is Corporate Management Responsible."  
Edward S. Mason, ed., *The Corporation in Modern Society*, Mass. 1960.
- (13) R. Eells, *The Meaning of Modern Business*, N.Y. 1960, pp. 71-73.
- (14) G. C. Means, *Pricing Power and The Public Interest*, N.Y. p. 277.
- (15) 朝日新聞文化財団「企業の社会貢献度調査」委員会編 『有力企業の社会貢献度 2002』 PHP 研究所 2002 年
- (16) 斎藤楨 『企業評価の新しいモノサシ：社会基準から見た格付け基準』生産性出版 2000 年